## 《登園届》

裏面に記載されている感染症にかかり登園する際には、周囲への感染拡大防止の為【登園届】 を提出して下さい。

受診後、医師の診断と登園の目安を基準として『子どもの健康状態が、園での集団生活が通常通り過ごせる状態まで回復している』『園内での感染症の集団発生や流行につながらない』状態になったら、保護者の方が下記の記入欄に記入をしてください。

なお、登園した際にまだ体調不良が見受けられ、容体が不安定と思われる場合は受診された病院 に病状を確認することがありますので、ご了承下さい。

ご理解とご協力をお願い致します。

<u>いずみこども園</u>			
<u>クラス:</u>	園児名:		
病名:			
出席停止期間: <mark>令和  年</mark>	月 日から令和 年 月 日	<u>まで</u>	
【医療機関名			
を受診し、症状が回復したので	<u>月</u> から登園します。		
尚、この件に関して、対面または書面等で病状を上記医療機関に問い合わせることを許可します。			
	令和 年 月 日		
	<b>保護者名</b> (自署)	)	



## <登園届が必要な感染症>

乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが快適に生活できるよう、下記の感染症については、欠席した子どもが登園する際には、 医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いします。

	感染症名	登園のめやす
法律で出席停止期間が	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過していること
	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日経過していること
	風しん	発しんが消失していること
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが 痂皮 (かさぶた) 化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全 身状態が良好になっていること
席停	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
上 期	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
間が	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
定められ	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
てい	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O 111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
る感染症	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	新型コロナウイルス 感染症	発症した後5日経過し(発症日を0日として)、かつ、症状軽快後1日を経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日を経過すること
条	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
条件に	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
よって	手足口病	************************************
出	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
停止	ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
が必	ヘルパンギーナ	まいほう・かいよう 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
要	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
よって出席停止が必要な感染症	帯状疱しん	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
炡	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

参考:保育所における感染症対策ガイドライン:2018年3月 厚生労働省(2023年5月一部改訂) 学校保健安全法(平成24年4月 文部科学省)